

野菜生産法人の設立と脱産地化 ——鹿児島県指宿市を事例に——*

岡田 登**

本研究では、鹿児島県指宿市を事例に、野菜生産法人がどのように産地内の農家や集出荷組織と関わりながら農地と労働力を確保し、供給量を調整しているのかを明らかにすることで、脱産地化の現象を捉えた。農地の確保では、農業後継者は産地内の地縁を利用し、一方、新規就農者は地域内の活動を通じて積極的に農家と関わることで、相互の信頼を得て農地を借り入れている。労働力の確保では、野菜生産法人は産地内の労働力不足を背景に、経営者や職員の交友関係に基づく地縁を利用して、20歳代から30歳代の農業未経験者を雇用している。また、大規模経営の野菜生産法人は技能実習生を受け入れて、労働力不足を補っている。供給量調整の面では、野菜生産法人は加工業者や飲食店に規格外品を出荷し、集出荷組織や卸売市場との取引で出荷量の過不足を調整している。一方、大規模経営の野菜生産法人の場合には、契約取引先が供給量の調整役を担っている。すなわち、野菜生産法人は農家との社会関係を強めて農地を確保しているが、経営規模の拡大が進むにつれて、労働力や供給量調整の面では農家や既存の集出荷組織との社会関係は薄れつつある。

【キーワード】 1 野菜生産法人 2 脱産地化 3 契約取引 4 供給量調整 5 鹿児島県指宿市

I はじめに

1. 研究目的

農業のグローバル化が進行するなかで、日本の産地では生産・流通コストを削減するか、高品質の農産物を生産することが求められている(高柳, 2006)。とくに耕種農業では、農家は農協や産地仲買人のような産地内の集出荷組織に依存しながら、離農によって生じた農地を集積させて経営規模を拡大させ(正木ほか, 2013; 正木, 2014; 佐々木, 2015)、生産コストの低減を図ってきた。このうち農業経営の大規模化の基盤である農地移動に関して、吉田(2009)は、農家の社会関係から大規模畑作地域の形成過程を分析しており、農家の大規模化が進行するほど地縁や血縁だけではなく、公的機関を介した間接縁によって、集落という地域単位を越えた広い範囲で農地が集積させていることを明らかにしている。さら

に、吉田(2013)は、同じく大規模畑作地域を事例に、複数の農家の共同作業や共同出荷によるネットワークが各農家の農業経営に多様な影響を与えていることを明らかにしている。とくに、地縁に基づく社会関係ではなく、各農家が主体的に形成したネットワークによって、農家は積極的に農業経営を行なうことを示している。

また、農産物の出荷先に関して、西野(2019)は、野菜産地において大規模経営の農家は農協外の取引先に出荷する傾向があることを示している。すなわち、農家は地縁や血縁による社会関係を活用しながらも、さらに広範囲なネットワークを形成して経営規模を拡大させており、出荷先も地縁に基づいた農協出荷からの離脱へと進んでいる。このような大規模経営体は、地域社会と協調しながらも、生産面と流通面で産地内の他の農家や農協などの地縁的組織に依存しておらず、こうした現象は脱産地化ともい

* 本研究の骨子は2017年度日本地理学会春季学術大会(於:筑波大学)において発表したものである。本研究は立正地理学会の「第一次産業を核とした地域振興に関する地理学研究」委員会の成果の一部である。また、鹿児島県立短期大学地域研究所の助成を受けるとともに、JSPS 科研費(研究課題:17K03266)の一部を用いた。

**鹿児島県立短期大学

えると指摘されている（高柳ほか編，2010）。

一方で、一戸の農家が経営規模を拡大して農業法人を設立するか、複数戸の農家が集まって集落営農組織や任意組合を設立し、経営規模を拡大することで農業法人が設立されている。従来の研究では、これらの組織が地域農業に与える影響について考察されている。まず、五條（1997）は、農業法人と集落営農組織の組織化の特徴を明らかにしており、両者共に複数農家が離農によって生じた農地を集約化させるか、地域内の農家から農作業の委託を受けて共同で農作業している。このうち集落営農組織は地域内の社会関係を利用して経営規模を拡大し、農地の保全と維持を目的としているが、農業法人化すると地域内の社会関係が弱い場合でも経営規模の拡大へと向かうことを示している。

集落営農組織に関する研究では、清水（2013）は、集落営農組織が地域内の農家から農作業を受託し、地域農業を維持していることを明らかにしている。さらに、市川（2011）は、農業集落を超えた空間で一元的な農業経営を行なう協業組織を広域的地域営農として、これを構成する行政や農協、農業法人、農家、非農家が農作業や農地管理作業を一体で行なうことで、地域農業を維持することの重要性を示している。

これに対して、農業法人に関する研究では、大竹（2008）は、農業法人が地縁を利用して経営規模を拡大させながらも、生産コスト削減や安心安全の観点から高付加価値米の生産で収益を拡大し、地域内労働力を活用して地域農業の維持に貢献していることを明らかにしている。菅原・根津（2008）は、農業法人が農地を借り入れて経営規模を拡大することで、生産コスト削減と作業効率の上昇を生み出し、収益性の低下を補っていることを示している。斎藤（2007）は、一部の農家が経営規模を拡大して農業法人化し、生産コストを削減するだけでなく、野菜生産や特別・有機栽培米の生産に取り組むことで収

益の確保をしていることを明らかにしている。さらに、小柴（2013）は、農業法人が地域内の女性や高齢者の労働力も活用しながらも、新規作物を導入して収益を確保していることを報告している。すなわち、従来の研究から日本の耕種農業における農業法人や集落営農組織が地域農業に与える影響をみると、これらの組織は兼業農家や土地持ち非農家から農地管理や農作業を受託して経営規模を拡大し、地域農業の維持に貢献してきたことが明らかにされている。とくに、農業法人は個々の経営戦略に基づいて積極的に経営規模を拡大している。

これに加えて、産地内において農家が経営規模を拡大して農業法人化する過程を、農業法人の経営内容と経営戦略に注目しながら、生産面と流通面で産地内の他の農家や農協などの地縁的組織に依存しない脱産地化の視点から捉える研究も多い。農業経済学の分野では、個々の農業法人がどのように生産面と流通面で経営戦略を立てて経営発展しているのかが分析されている。まず、農産物の生産面で農業法人が経営規模を拡大するためには、経営資本以外に農地と労働力を共に増加させることが必要であると指摘されている（陳ほか，2005；小田ほか，2013）。農業法人の農地集積に関する研究では、農業法人が農地を集積させるためには、地方自治体や農協が協働して対策する必要性が指摘されている（村瀬ほか，2006；板垣ほか，2008）。しかし、農業法人の労働力に関する研究では、農業法人が経営成長に伴って、労働力構成を家族内労働者中心から家族外の非常勤職員や常勤職員へと変化させ、農家以外の人材確保とその育成を図っている（村上，2000；鈴木，2010；坂上ほか，2016）。一方、農業法人は経営規模を拡大するに伴い、農産物の流通面で多様な取引形態に移行している。久保田（2008）と細山・若林（2011）は、農業法人が経営規模を拡大して、農協以外との契約取引を主体にしていることを明らかにしている。また、田林・菊地（2016）と栗林（2019）は、農業

法人が契約取引以外に農産物加工品の生産や販売にも取り組んでいることを示している。

しかし、農業法人を脱産地化の視点から分析するうえで、農業法人が農地集積や労働力確保、および集出荷行動の面でいかなる経営戦略をとっているのかに着目することが必要であろう。その際、近隣の農家や産地内外の集出荷組織といかに社会関係を構築し、それを農業活動に活用しているのか、といった点が問題点となろう。また、従来の研究では米産地や北海道の大規模畑作地域を事例としたものが多いが、本稿では野菜産地を事例として、農業法人の脱産地化の現象を捉える。

野菜産地は1980年代中頃からの卸売市場経由率の低下に伴い、産地内の集出荷組織と農家は徐々に契約取引に移行し、取引先の野菜需要量に対して供給量の調整を担うことになった（坂爪，1999）。一方、卸売市場内の仲卸業者は市場外にグループ会社を設立して産地から直接野菜の買い付けを始めると（木村，2000）、2004年の卸売市場法の改正に伴い、仲卸業者自体も同様な行為が可能になった。¹⁾ このため農業法人は自社で供給量を調整しながら小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社と契約取引をしている（森尾，2000；高橋編，2001；齋藤，2003；小野沢，2004）。この結果、2015年の耕種農業においては野菜生産で農業法人の販売金額が高く、大規模化が進行している（西ほか，2018）。²⁾

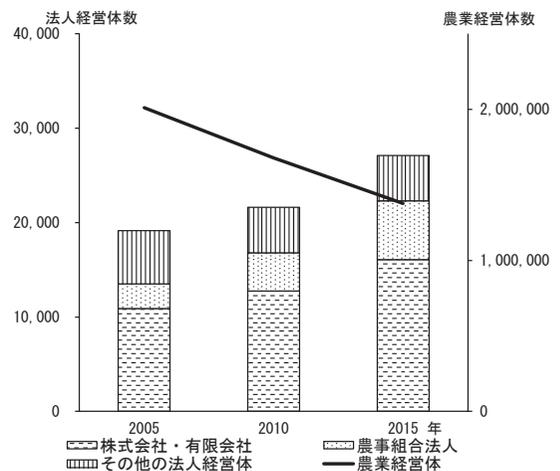
このように野菜生産では農業法人の大規模経営と契約取引が進行しているため、他の耕種農業品目よりも産地内の農家や集出荷組織との社会関係に変化が生じていると考えられる。そこで本研究では、野菜生産を行なっている農業法人を野菜生産法人とし、農家が設立した野菜生産法人がどのように産地内の農家や集出荷組織と関わりながら農地と労働力を確保し、供給量を調整しているのかを明らかにすることで、脱産地化の現象を捉えることを目的とする。

本研究では、まず統計資料に基づいて研究対象地

域を選定した後、統計資料と筆者による2016年8月の指宿市農政課およびいぶすき農協への聞き取り調査結果を基に、II章では産地内における野菜生産の変化と既存の出荷形態、III章で野菜生産法人の経営内容と組織構成を確認する。そのうえで、2016年8月と2017年3月、2017年8月の野菜生産法人への聞き取り調査を基に、IV章では野菜生産法人の農地と労働力の確保の実態を分析し、V章では野菜生産法人による野菜の供給量調整の仕組みを明らかにする。

2. 研究対象地域の選定

本研究の目的を達成するために、野菜生産法人と野菜生産農家が共に多く存在している産地を選定する。農林業センサスによれば、日本では2005年の農業経営体数は200.9万であったが、2015年には137.7万まで減少している（第1図）。一方、2005年の法人経営体数は19,136であったが、2015年には27,101まで増加しており、株式会社・有限会社と農事組合法人が増加している。2015年の法人経営体のうち8,009法人が野菜を作付しており、北海道に1,087法人と長野県に320法人、新潟県に310法人、鹿児島県に278法人が存在している。しかし、これには野菜を小規模に作



第1図 日本における組織形態別法人経営体の推移 (2005～2015年)

資料：農林業センサスにより筆者作成。

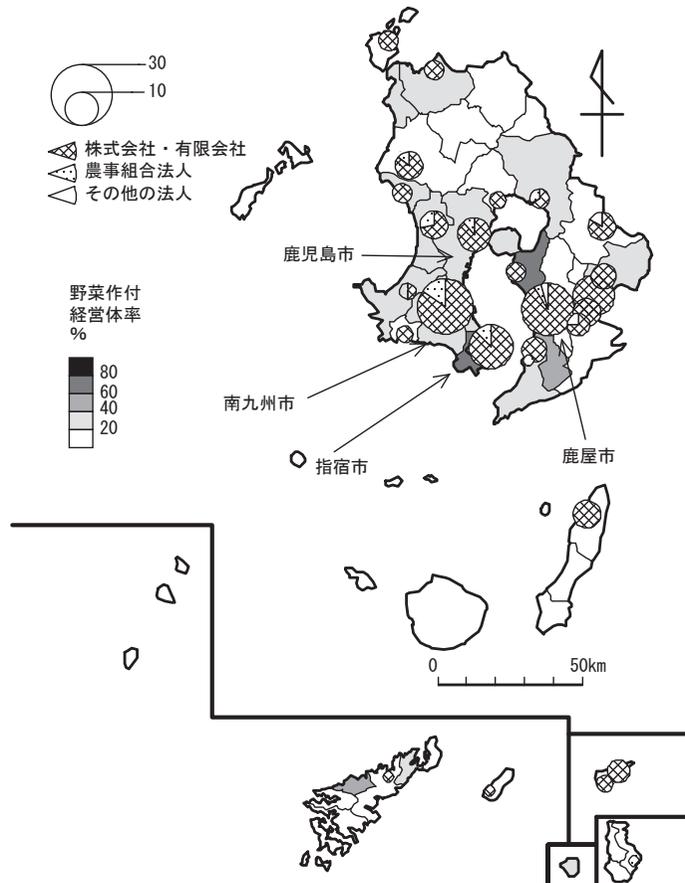
付している法人経営体も含まれるため、法人経営体の野菜作付面積も確認しなければならない。

日本全体で法人経営体は野菜を合計31,322ha 作付しており、このうち北海道では9,048ha が作付されており、道内の野菜作付面積の16.0%を占めている。

一方、鹿児島県では法人経営体が野菜を2,616ha 作付しており、これは県内の同面積の33.5%である。すなわち、鹿児島県において野菜生産法人が多く存在し、同法人による野菜の作付面積割合も高い。

さらに、鹿児島県では2016年に166法人が野菜生産を主体としている（第2図）。このうち南九州市に26法人と鹿屋市に23法人、指宿市に16法人が存在して

おり、多くの法人経営体が株式会社や有限会社である点は共通するものの、南九州市と鹿屋市の法人がサツマイモ生産を中心とするに対して、指宿市の法人はサツマイモ以外を中心としていると推測できる³⁾。農林業センサスによれば、2015年に鹿児島県では全農業経営体39,222のうち21.8%が野菜を作付しているが、南九州市では全農業経営体2,009の27.9%、鹿屋市では同2,539の18.9%、および指宿市では同1,400の78.8%が野菜をそれぞれ作付けしている。すなわち、指宿市において野菜生産法人数と野菜生産農家が多く存在していると推測できることから、ここを研究対象地域に選定する。



第2図 鹿児島県における市町村別の野菜生産法人数（2016年）および野菜栽培経営体率（2015年）

注：鹿児島県農林振興課資料では、パレイショと青果用サツマイモは「野菜」の区分となっている。

「野菜作付経営体率」とは、全農業経営体のうち野菜を作付けしている農業経営体の割合を指す。

資料：2016年鹿児島県農林振興課資料および2015年農林業センサスにより筆者作成。

II 野菜生産の拡大と出荷形態

1. 野菜生産の拡大

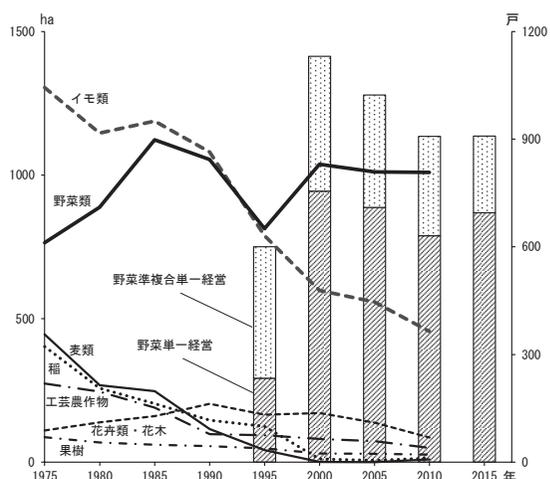
指宿市では火山灰質土壌の畑地が多いため、江戸時代中期から農家は土壌条件に適したサツマイモ生産を行ない、大正期からはこれに畜産を組み合わせて農業経営していた（指宿市役所総務課市誌編さん室、1985）。国営特定土地改良事業が1971年に、県営畑地帯総合土地改良事業が1973年に事業化されると、圃場への送水機能が向上し、主力作物がサツマイモから野菜生産へと転換された。指宿市では1975年のイモ類作付面積は1,305haであり、野菜類のそれは765haであったが、2000年頃からそれらの作付面積が逆転し、2010年には野菜類作付面積が1,009haになった（第3図）。2000年頃には野菜単一経営と準複合単一経営は合計1,131戸まで増加しており、とくに野菜単一経営の戸数が多いことがわかる。しかし、その後野菜生産農家は減少傾向に転じ、2015年には両者は合計909戸まで減じた。

指宿市では2000年代になると野菜品目別の作付面積も変化している（第4図）。2007年にはカボチャやキャベツ、ソラマメ、オクラの作付面積が多かった。その後、冬場のキャベツやスナップエンドウ、夏場のオクラの作付面積が増加すると、カボチャとソラマメの作付面積が減少した。これにより2016年にはキャベツの作付面積が559.0ha、つづいてオクラが320.3ha、スナップエンドウが277.7haに増加し、レタスの作付面積も135.7haまで増加している。すなわち、指宿市では温暖な気候を生かして、主に冬場にキャベツとレタス、スナップエンドウが生産され、夏場にオクラが生産されている。

2. 野菜の出荷形態

指宿市では農家は野菜をいぶすき農協へ出荷するか、もしくは市内の産地仲買人へ出荷している。いぶすき農協は1993年の農協合併により、管轄範囲が

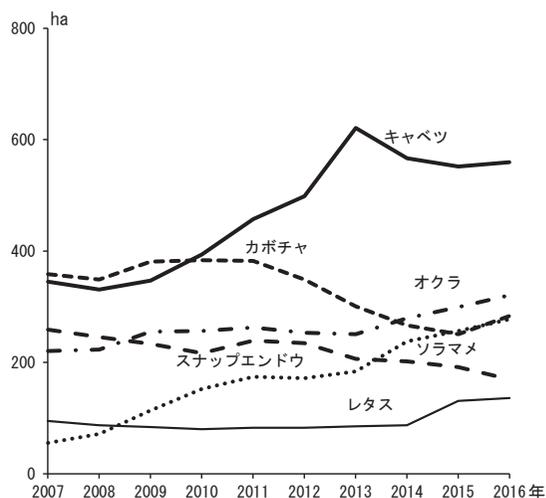
指宿市全域および鹿児島市と南九州市の一部になった。2015年のいぶすき農協の野菜販売額は約46億円であり、このうちオクラの販売額は約12億円、スナップエンドウとソラマメは合計約11億円であることから、これらは同農協の主要販売品目となっている。



第3図 指宿市における農家の作物別作付面積および野菜生産農家の推移（1975～2015年）

注：「野菜単一経営」とは野菜販売金額が8割以上、「野菜準複合単一経営」とは野菜販売金額が6割以上8割未満を指す。

資料：農林業センサスにより筆者作成。



第4図 指宿市における主要野菜品目別作付面積の推移（2007～2016年）

資料：『統計いぶすき』により筆者作成。

指宿市内で生産された野菜は市内3カ所の選果場に集められ、本所の農産部販売課の指示のもとで、主に卸売市場へ出荷されている。このうち約75%の野菜は関東の卸売市場へ出荷され、残りの約25%は鹿児島県内の卸売市場へ出荷されている。

一方、指宿市内には産地仲買人が11社存在している。産地仲買人は自社の基準に基づき、農家から品質の良い野菜を直接買い付けて、主に全国の卸売市場へ出荷している。産地仲買人は指宿市内で生産された野菜の約6割を買い付けており、いぶすき農協が残りの約4割を共販している⁴⁾。とくに、産地仲買人は品質の良いオクラやスナップエンドウ、ソラマメを高値で農家から買い付けている。このため農家は高品質のA品を産地仲買人へ出荷し、これに次ぐ品質のB品を農協へ出荷する傾向にある⁵⁾。すなわち、指宿市では産地仲買人が野菜の買付価格に影響を与えているものの、農協と産地仲買人が共存している。

Ⅲ 野菜生産法人の経営と組織

1. 野菜生産法人の経営

2016年に指宿市では野菜生産法人が16法人存在している。16法人のうち実態を把握できた9法人の2016年の経営内容を分析する(第1表)⁶⁾。9法人のうち2法人は有限会社である。残りの7法人は2006年以降に農業法人化したため、株式会社である⁷⁾。法人番号1から4では経営者の農業経験年数が18年から30年以上と長く、サツマイモやソラマメ、カボチャが多く生産されている。一方、法人番号5, 7, 8, 9では経営者の農業経験年数が6年から13年と短く、農業法人化の時期も遅いため、キャベツやレタスの生産が主力である。

農業経験年数の短い法人番号5, 7, 8, 9は借地を利用し、15haから35haの経営耕地面積で野菜を20.2haから97.0ha作付けしている。作付面積が広い

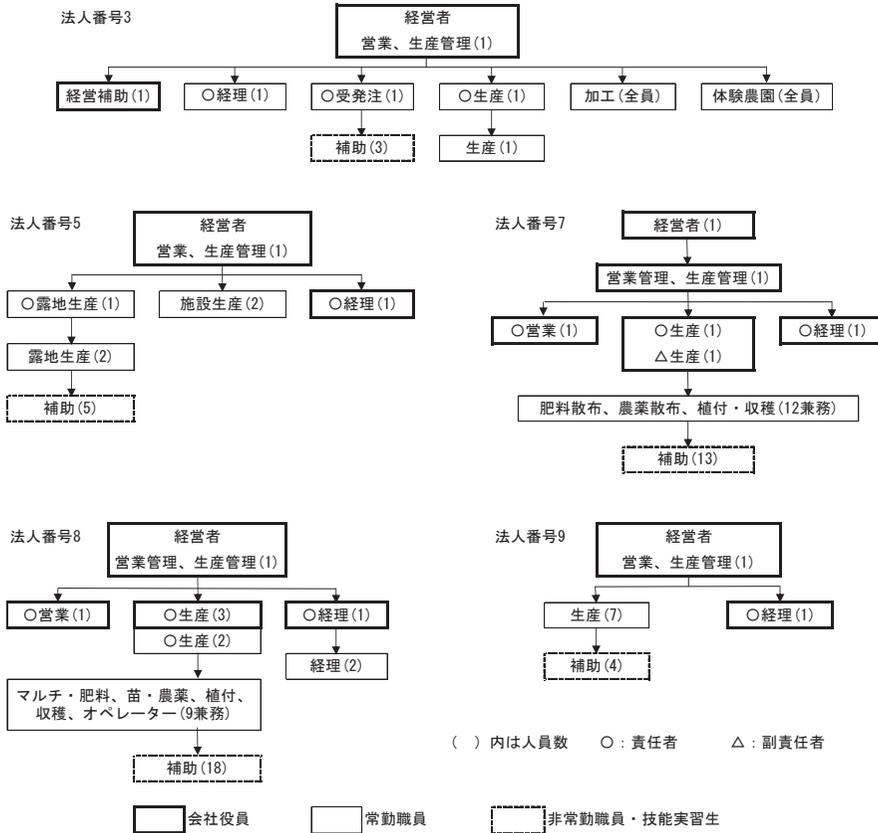
ため、野菜生産法人は常勤と非常勤の職員を合わせて9人から21人雇用している。取引先では法人番号1, 3, 5, 6, 7, 8, 9は小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社と契約取引している。一方、法人番号2は社会福祉施設を経営していることから、入所者の農作業を目的としており、経営利益のみを追求していない。また、法人番号4の経営者はいぶすき農協の要職に就いていることもあって、野菜を農協と取引している。

すなわち、法人番号3, 5, 7, 8, 9は指宿市の主要品目のキャベツやレタス、オクラ、スナップエンドウの生産を主力とし、小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社と契約取引をしている。本稿では野菜の契約取引の進行に伴う社会関係の変化を明らかにするため、法人番号3, 5, 7, 8, 9を取り上げて分析を進める。

2. 野菜生産法人の組織

野菜生産法人の組織体制をみる(第5図)。まず、法人番号3はオクラやスナップエンドウを袋詰めにして小売店や飲食店へ出荷するため、受発注部門を設けている。また法人番号3は六次産業化にも取り組んでおり、加工品販売部門と体験農園部門を配置している点で、他の野菜生産法人とは異なっている。法人番号3以外の野菜生産法人は経営者をトップに生産部門と経理部門を配置している。従来では集出荷組織が会計管理業務を代行していたが、野菜生産法人は経理部門を組織内部に配置することで、会計業務を担っている。

しかし、各野菜生産法人の組織体制では生産部門の人員配置に差異がある。法人番号9は生産部門には責任者を配置しておらず、経営者が生産部門の責任者となり、職員に直接指示を出している。法人番号3と5は生産部門に責任者を配置しているが、実際には経営者が生産責任者として現場で指示を出している。このように経営者が生産管理を担いながら



第5図 指宿市における野菜生産法人の組織体制(2016年)

資料：聞き取り調査により筆者作成。

第2表 指宿市における野菜生産法人の農地確保と活動内容(2016年)

単位：%

法人番号	借入面積(ha)	借入農地の場所				借入方法			活動内容
		指宿市内			指宿市外	農家から貸出依頼	農家に借入依頼	農業委員会の紹介	
		指宿地区	山川地区	開闢地区					
3	1.5	100	0	0	0	100	0	知人の農家に依頼	
5	13	0	95	5	0	50	50	父親を通じて農家を紹介	
7	30	0	100	0	0	30	70	0	集落の祭りで寄付、集落の清掃活動に参加、近隣の保育園生に収穫体験、集落の住民に農産物の無料配布、集落の住民への挨拶を徹底
8	35	1	97	1	1	50	50	0	集落の祭りで出店と景品提供、集落の清掃活動に参加、消防団活動、敬老会で食べ物の差入れ、地主にお中元、農協の旅行に参加、集落の行事でタオルと団扇を配布
9	24	0	75	0	25	40	20	40	集落の祭りで出店、集落の清掃活動に参加、消防団活動、農協の旅行に参加

資料：聞き取り調査により筆者作成。

つぎに、野菜生産法人の活動内容をみると、法人番号3と5では経営者が農業後継者であるため、農業法人化以前から近隣農家間との地縁が存在している。このため経営者やその父親が知人農家と交渉して農地を借り入れている。一方、法人番号3と5に比べて大規模経営である法人番号7、8、9の経営者は、農業に参入してから野菜生産法人を設立したため、新たに農家との社会関係を築く必要があった。それらの3野菜生産法人は山川地区でも別々の集落に存在している。それら3社は集落の祭りに出店し、寄付や景品提供をしており、集落の清掃活動にも積極的に参加している。この他に法人番号7は近隣の保育園生を対象に野菜の収穫体験を実施し、集落住民に無料で野菜を配布している。法人番号8も集落の敬老会に食べ物を差し入れ、地主にお中元やお歳暮を贈るサービスをしており、消防団の活動にも参加している。また、法人番号8は集落の行事に参加する際には、自社で作成したオリジナルのタオルと団扇を配布している。タオルと団扇には連絡先の他に、「空いている畑などありましたら貸してください、ご連絡おまちしております」と記載されており、集落でのボランティア活動が農地の借り入れに結びつくようになっている。また、法人番号8と9はいぶすき農協主催の旅行にも積極的に参加して農家との交流を図っている。

このことから、農業後継者が農業法人化した場合には、野菜生産法人は産地内の地縁を利用して農地を借り入れている。一方、経営者が農業に参入してから農業法人化した場合には、野菜生産法人はいぶすき農協や地域のボランティア活動を通じて、積極的に他の農家と社会関係を築くことで、相互の信頼を得て農地を借り入れている。

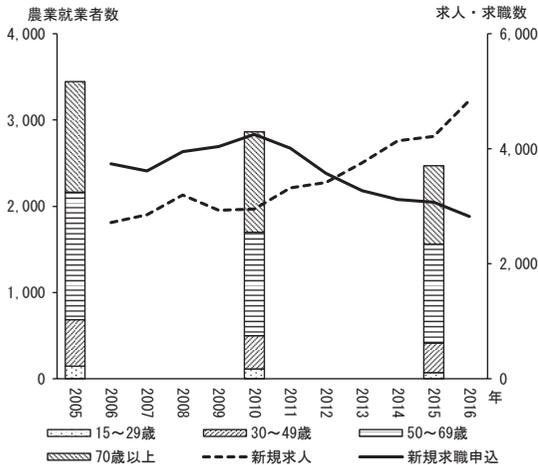
2. 労働力の確保

野菜生産法人がどのように労働力を確保しているのかをみる(第3表)。野菜生産法人はハローワークに求人を出しているが、実際には経営者や職員の交友関係に基づく地縁を利用して、20歳代から30歳代の農業未経験者を職員として雇用している。このため法人番号3、5、7では指宿市内出身者の職員が100%であり、法人番号8、9でも市内出身者が50%以上を占めている。これ以外の職員もすべて鹿児島県内の出身である。さらに、法人番号7、8、9は比較的大規模経営であるため、他の2戸の農家と共に海外に視察に行き、鹿児島県内や熊本県、愛知県の派遣会社を通じてベトナムやフィリピンから技能実習生¹¹⁾を受け入れている。このような状況は指宿市内の農業就業者数や雇用環境と関係している(第6図)。農業就業者数は2005年から2015年にかけて減少傾向であり、農業従事者も高齢化しているため、野

第3表 指宿市における野菜生産法人の職員の構成と雇用方法(2016年)

法人番号	常勤・非常勤職員						外国人技能実習生	
	合計 (人)	鹿児島県		年齢 (歳代)	農業経験者 (人)	雇用方法	国籍	雇用方法
		指宿市出身 (%)	市外出身 (%)					
3	7	100	0	20~40	2	経営者の知人 または友人の紹介	—	—
5	10	100	0	10~50	3	経営者の 友人の紹介	—	—
7	21	100	0	20~40	0	職員の知人	ベトナム フィリピン	派遣会社
8	19	50	50	20~30	1	職員の知人	ベトナム フィリピン	派遣会社
9	9	75	25	30	0	経営者の 友人の紹介	ベトナム フィリピン	派遣会社

資料：聞き取り調査により筆者作成。



第6図 指宿市における農業就業者数および新規求人数と新規求職申込数の推移 (2005~2016年)

資料：農林業センサスおよび統計いぶすきにより筆者作成。

菜生産法人が農業経験者を雇用することは困難な状況である。一方、公共職業安定所における2006年の新規求職申込数は新規求人数を上回っていたが、2013年以降にはこれが逆転しており、労働力不足が続いている。このため野菜生産法人は補助金として農の雇用事業を活用し、農業未経験者を雇用するか、技能実習生を受け入れている。

すなわち、産地内の労働力不足を背景に、野菜生産法人は経営規模とは関係なく、経営者や職員の交友関係に基づく地縁を利用して、市内または県内出身の20歳代から30歳代の農業未経験者を雇用している。しかし、法人番号7、8、9は比較的大規模経営であるため、それ以外にも技能実習生を受け入れて、労働力不足を補っている。それゆえ、野菜生産法人は生産面では産地内の農家の労働力にほとんど依存せずに、組織経営をしている。

V 野菜生産法人の取引形態

野菜生産法人が小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社と契約取引するためには、野菜の契約取

引量を確保して出荷しなければならない。また、野菜生産は天候の影響を受けるため、生産量が過剰になる場合や不足する場合もあり、ある程度の規格外品も生産される。これに対して野菜生産法人はどのように農家や集出荷組織と関わることで供給量を調整しているのかを検討する(第4表)。

1. 取引方法

野菜生産法人の野菜の出荷方法は取引先により異なっている。集出荷組織を利用する場合には、野菜生産法人が市内の各出荷所まで野菜を輸送し、ここから集出荷組織が卸売市場に輸送している。鹿児島中央卸売市場を利用する場合にも、卸売業者が野菜生産法人の出荷所まで来て野菜を集荷している。しかし、これら以外の取引先では野菜生産法人が自社で輸送業者を手配して、野菜を輸送しなければならない。

法人番号3は飲食店と契約してオクラやスナップエンドウを取引しているが、これらは小形品目であるため、宅配便で取引先に輸送している。法人番号5は指宿市内の運送会社と契約し、トラックに他者の荷物と混載させて野菜を飲食店に輸送している。法人番号8と9は鹿児島県内外の輸送会社からトラックをチャーターして小売店や飲食店、加工業者に野菜を輸送している。さらに、法人番号9は九州地方や関東地方の中央卸売市場で相対取引している分も含めて輸送している。仲卸業者や商社との契約取引では、取引形態によって野菜の輸送方法が異なる。法人番号3、7、8は仲卸業者や商社に経理とクレーム対応を依頼しているだけである。このため野菜生産法人が小売店や飲食店、加工業者と供給量を調整し、宅配便やチャーターしたトラックで野菜を直接これらの取引先へ輸送している。しかし、法人番号8は仲卸業者2社に野菜を直接買い取ってもらうため、仲卸業者が野菜生産法人の出荷所まで来て野菜を集荷している。

第4表 指宿市における野菜生産法人の取引内容と品質管理（2016年）

法人番号	取引先										生産不足分の対策	品質管理の特性			
	小売店		飲食店		加工業者		仲卸業者商社		卸売市場				農協		産地仲買人
	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約			契約	契約	
3		○×			○							△	△	指宿市内の約10戸の農家から買取	取引先に肥料・農薬管理表提出
5				○×					△	△		○	△	卸売市場委託販売と農協共販分で調整	取引先に肥料・農薬管理表提出、K-GAP取得
7					○△					△				指宿市内の13戸の農家から買取	取引先に肥料・農薬管理表提出
8	○△	○	○×	○	○△							○		法人番号9および2戸の農家から集荷して共同販売	取引先に肥料・農薬管理表提出、K-GAP取得、イオングリーンアイ取得
9	○	○	○×			○△								法人番号8に出荷して共同販売	取引先に肥料・農薬管理表提出、K-GAP取得

注1：上段の「○」は契約品、「△」は契約外品、「×」は規格外品を、下段の「自」は自社輸送、「他」は他社輸送、「取」は取引先輸送をそれぞれ意味する。

注2：契約（相対）とは、生産者が仲卸業者や商社を通じて小売店や飲食店、加工業者と直接野菜を取引すること。契約（買取）とは、仲卸業者と商社が生産者から野菜を買い取り、小売店や飲食店、加工業者に販売すること。相対取引とは、生産者が卸売市場や農協を通じて買い手と直接野菜を取引すること。卸売市場の買付とは、卸売業者が生産者から直接野菜を買い取ること。農協の契約取引とは、農協が生産者からあらかじめ決められた金額で一定量の野菜を買い取ること。

資料：聞き取り調査により筆者作成。

また、野菜の食料としての安全性を確保するために、野菜生産法人は契約取引先に定期的に圃場ごとの肥料や農薬の管理表を提出している。さらに、法人番号5、8、9は鹿児島県独自の農産物の安全性認証であるK-GAPを取得しており、法人番号8はイオンの農産物の安全性認証であるグリーンアイを取得している¹⁴⁾。

このように野菜生産法人は小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社と契約取引するために、自社で輸送業者を手配して、野菜を出荷している。また、野菜生産法人は自社で野菜の適切な品質管理を行なっており、契約取引先の要求に対応している。すなわち、野菜生産法人が一般的に集出荷組織や卸売市場の業務である野菜の輸送手段の確保と品質管理を自社で担っている。

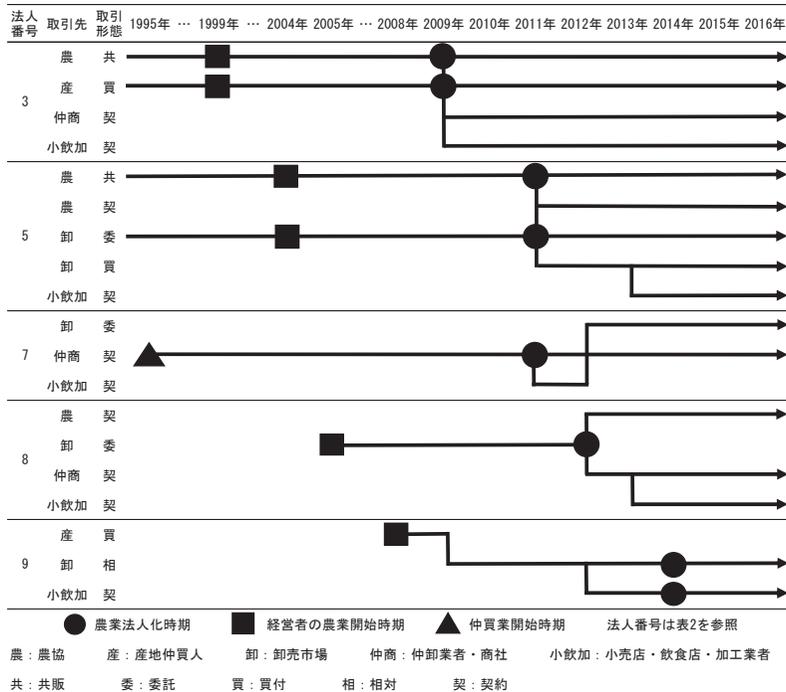
2. 契約取引への移行

つぎに、野菜生産法人が契約取引に移行してきた

過程をみる（第7図）。法人番号5は2016年に全出荷量の10%を中部地方の加工業者と契約取引している。この野菜生産法人はそれ以外に同60%を鹿児島中央卸売市場¹⁵⁾と取引し、同30%をいぶすき農協と取引している。一方、法人番号3、7、8、9は生産量の大部分を小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社と契約取引している。

法人番号3と9は農業開始の直後から産地仲買人やいぶすき農協へ野菜を出荷していた。また、法人番号9は農業を開始した翌年から鹿児島中央卸売市場を通じて仲卸業者と相対取引をしていた。これらの野菜生産法人は農業法人化の前後から小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者と契約取引を開始しているが、いぶすき農協や産地仲買人、鹿児島中央卸売市場とも取引を継続している。

法人番号3は2016年に全出荷量の50%を関東地方と関西地方の仲卸業者11社と、同30%を飲食店1社と契約取引しているが、同10%を産地仲買人と、同



第7図 指宿市における野菜生産法人の取引先の変化（1995～2016年）

資料：聞き取り調査により筆者作成。

10%をいぶすき農協と取引を継続している。法人番号9は2016年に全出荷量の80%を関東地方と関西地方の小売店や飲食店、加工業者の計7社と契約取引しているが、同20%を九州地方や関東地方の4つの卸売市場と取引を継続している。すなわち、法人番号3と9は農業法人化前後で小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者と契約取引を開始しているが、依然として全出荷量の20%を集出荷組織や卸売市場と取引を継続している。

一方、法人番号7は仲買業を廃業して農業を開始しているが、その後農業法人化して仲卸業者や商社と契約取引を始めた。法人番号8は農業開始の直後に野菜を鹿児島中央卸売市場に委託販売していたが、農業法人化に伴い小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者と契約取引するようになった。これらの野菜生産法人は契約取引を開始すると同時に、鹿児島中央卸売市場やいぶすき農協とも取引を始めた。2016年

に法人番号7は全出荷量の95%を関東地方と東北地方の仲卸業者や商社の計6社と契約取引しており、同5%を鹿児島中央卸売市場と取引している。法人番号8は同年に同50%を関東地方や関西地方の小売店や飲食店、加工業者の計20社と契約取引しており、同45%を関東地方や関西地方の仲卸業者3社と契約取引している。また、法人番号8は残りの5%をいぶすき農協と契約取引¹⁶⁾している。すなわち、法人番号7と8は農業法人化前後に小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社と契約取引を開始しており、これに伴い全出荷量の5%だけを集出荷組織や卸売市場と取引している。

このように法人番号5は依然として集出荷組織や卸売市場を主要な取引先としている。一方、法人番号3と9は生産量の大部分を小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社との契約取引に移行している。法人番号7と8は契約取引への移行をほぼ完了し、

集出荷組織や卸売市場との取引をわずかに残しているだけである。すなわち、野菜生産法人は経営規模を拡大するにしたがって、契約取引量の割合を増加させている。

3. 過不足と規格外品への対応

野菜生産法人が契約取引に移行するに伴い、生産量の過不足と規格外品にどのように対応しているのかを検討する。法人番号5は依然として鹿児島中央卸売市場やいぶすき農協を主要な取引先としている。これらの取引先は契約取引ではないため、法人番号5は生産量に合わせて出荷量を増減できる。また、法人番号5は加工業者との契約取引で規格外品を含めて取引している。

法人番号3はいぶすき農協で野菜を共販し、産地仲買人に販売している。また、法人番号9は卸売市場を通じて仲卸業者と野菜を相対取引している。法人番号3と9は全出荷量の80%以上を契約取引しているため、集出荷組織や卸売市場へのお荷量を増減させて契約取引量を確保している。また、法人番号3は不作時を考慮して、指宿市内の約10戸の農家からオクラやスナップエンドウを自社生産分の3倍ほどの量を買って取っている。さらに、法人番号3は飲食店に、法人番号9は加工業者と規格外品を含めて契約取引し、損失するのを防いでいる。

一方、法人番号7と8は仲卸業者や商社との契約取引で野菜を買って取ってもらうか、これらを通じて小売店や飲食店、加工業者と相対取引している。出荷量に過不足が生じた場合には仲卸業者や商社がその量を調整している。また、農人番号8は小売店との契約取引で出荷量の過剰分も安く買って取ってもらう。それゆえ、法人番号7と8は作付面積が70ha以上と広く、契約取引量も多いため、取引先が出荷量の過不足を調整している。そのため法人番号7と8は集出荷組織や卸売市場との取引にほとんど依存せずに、契約取引量を確保できる。その一方で、法

人番号7と8は大規模経営ではあるが、不作時を考慮して、他の生産者から野菜の集荷や買取を進めている。すなわち、法人番号7は山川地区の農家13戸から合計6ha分のレタスを買って取っている。また、法人番号8は法人番号9および農家2戸から野菜を集荷して、共同で契約取引量を確保している。さらに、法人番号8は規格外品を契約取引先の加工業者に販売して損失を抑えている。また、法人番号7は会社の評価を保つために規格外品を廃棄している。

このことから、野菜生産法人は経営規模に関わらず、加工業者や飲食店と契約取引して、規格外品の取引先を確保している。また、野菜生産法人は小売店や飲食店、加工業者との契約取引量に対して、集出荷組織や卸売市場との取引で出荷量の過不足を調整している。さらに、法人番号7と8のような大規模経営の野菜生産法人では、仲卸業者や商社、小売店が出荷量の過不足の調整を担っている。このため法人番号7と8は集出荷組織や卸売市場へのお荷量を減らし、自社で出荷量の過不足を調整する役割を低下させている。一方、大規模経営の野菜生産法人は契約取引量の増加に伴い、農家や他の野菜生産法人から野菜の買取と集荷を開始して、不作時を考慮した対策も講じている。

VI おわりに

本研究では、鹿児島県指宿市を事例に、農家が設立した野菜生産法人がどのように産地内の農家や集出荷組織と関わりながら農地と労働力を確保し、供給量を調整しているのかを明らかにすることで、脱産地化の現象を捉えた。農地の確保では、農業後継者は産地内の地縁を利用し、一方、新規就農者は地域内の活動を通じて積極的に農家と関わることで、相互の信頼を得て農地を借り入れている。すなわち、野菜生産法人は農家との社会関係を強めて農地を確保している。

労働力の確保では、野菜生産法人は産地内の労働力不足を背景に、経営者や職員の交友関係に基づく地縁を利用して、20歳代から30歳代の農業未経験者を雇用している。また、大規模経営の野菜生産法人は技能実習生を受け入れて、労働力不足を補っている。すなわち、野菜生産法人は産地内の農家の労働力にほとんど依存せずに、組織経営をしている。

供給量調整の面では、まず野菜生産法人は経営規模を拡大して契約取引量の割合を増加させている。これに伴って野菜生産法人は加工業者や飲食店に規格外品を出荷し、集出荷組織や卸売市場との取引で出荷量の過不足を調整している。一方、大規模経営の野菜生産法人は既存の集出荷組織や卸売市場への出荷量を減少させ、契約取引先が供給量の調整役を担っている。このため大規模経営の野菜生産法人は不作時を考慮して、農家や他の野菜生産法人から不足分を補っている。すなわち、産地内で野菜生産法人は生産の一部を農家に依存しているものの、既存の集出荷組織や卸売市場への出荷形態からの離脱が進行している。

このように本稿の事例を通じて、以下の点が明らかになった。まず、農地集積の面では法人化以前から有していた地縁関係を活用して農地集積を行っていた。しかし、経営規模が拡大するにつれて、労

働力確保や供給量調整の面では、農家や既存の集出荷組織といった産地内の主体との関係性は薄れ、遠隔地の小売店や飲食店、加工業者、仲卸業者、商社といった産地外の主体との結びつきを強めていた。このような面に、脱産地化の現象が確認できる。この結果は既存研究（高柳ほか編、2010）でも指摘されており、生産面と流通面で大規模経営体の独自性が強まり、産地としての一体性が弱まるとされた事象であり、新たな動向といえよう。今後も産地内で離農が進行すれば、野菜生産法人がますます農地を集約することも予想される。一方で、本研究の事例でも一部みられたように、野菜生産法人同士が供給量調整や労働力の確保の面で協力関係を強化することも考えられる。これらの点に関しては引き続き調査を進めて検討していく必要がある。

謝辞

本研究を進めるにあたって、いぶすき農協および農業法人の皆様には聞き取り調査にご協力いただきました。また、立正大学名誉教授の内山幸久先生からは御指導と御助言をいただきました。以上、記してお礼申し上げます。

（受付2019年9月11日）

（受理2020年2月25日）

注

- 1) 中央卸売市場では卸売業者が市場内の仲卸業者以外の者への販売すること、または仲卸業者が産地から直接野菜を買い付けることは原則禁止させていたが、2004年の卸売市場法の改正により、中央卸売市場外の業者との連携を強化することを目的に、この規制が緩和された（小野2006；三國2017）。これにより、農業法人と仲卸業者は直接野菜を取引できるようになった。
- 2) 2015年農林業センサスによれば、首位部門の販売金額が8割以上である単一品目経営の法人経営体数は13,821であり、耕種農業の単一品目経営数は10,165である。耕種農業の単一品目経営体のうち、農産物販売金額5千万円未満の法人経営体数は7,860であり、米の法人経営体数が3,372

でもっとも多く、全体の42.9%である。しかし、農産物販売金額5千万円以上の2,305法人経営体を対象とすると、野菜類の法人経営体数は730でもっとも多く、31.6%である。

- 3) 鹿児島県農林振興課の統計では青果用のサツマイモも野菜に含まれている。南九州市と鹿屋市ではサツマイモの作付面積が多いことから、多くの法人経営体がこの生産を主体としていると考えられる。
- 4) 2016年8月のいぶすき農協農産部への聞き取り調査による。
- 5) 農産物は品質、形状、傷の有無等により、高品質のA品とこれに次ぐB品とに分けられる。
- 6) 鹿児島県農林振興課資料および指宿市農業委員会の資料から、2016年1月1日時点に指宿市では16社の野菜生

産法人が存在している。このうち指宿市の農業委員会事務局から野菜生産法人に直接交渉していただき、調査可能な野菜生産法人を紹介していただいた。さらに、調査した野菜生産法人からも他の法人の情報を取得した。また、鹿児島県農業法人協会の会員になっている野菜生産法人にも直接交渉して調査をした。この結果、9社の野菜生産法人の情報を得ることができたが、他の5社については実態を把握できず、指宿市農業委員会からも個人情報との関係で野菜生産法人の情報を得ることはできなかった。

7) 2006年の「新会社法」によって有限会社制度が廃止されたが、従来の有限会社の形態で株式会社の設立が可能となった。また、従来からある有限会社は株式会社の一形態として扱われるが、名称変更は伴わないまま継続できる。

8) 法人番号7は、農閑期の夏場に数人の常勤職員を北海道に所在する他の農業法人に派遣して労働力を分散させている。

9) 経営耕地面積とは、自ら所有し耕作している耕地（自作地）面積と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）面積の合計である。作付面積とは、非永年性作物を播種または植付けし、発芽あるいは定着させるための利用面積である。

10) 法人番号9は、借地の25%を南九州市の親族から借り入れている。

11) 外国人の技能実習制度は、国際協力や国際貢献を担うことを目的とし、農業分野では2000年から制度化され、2016年11月から「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行されている。技能実習期間は最大5年であるが、1年と3年経過時に学科試験と実技試験を受験することが必須となっている。事例の野菜生産法人は日本の加盟団体を通じて技能実習生を受け入れており、技能実習生を一人当たり3年間ほど雇用している。監理団体に月額で数万円の監理費用を支払うほか、実習生に日本人と同程度の給与を支払っている。

12) 新規就農や農業法人化を促進させることを目的として、農の雇用事業が実施されている。これには「雇用就農者育成タイプ」と「法人独立支援タイプ」の二つがある。「雇用就農者育成タイプ」とは主に農業法人が農業経験5年以内の就農希望者を新たに雇用して実施する研修を支援するもので、農業法人に一人当たり年間最大120万円が最長2年間支給される。事例の野菜生産法人は、このタイプを活用している。

13) 卸売市場での相対取引とは、卸売市場を通じて生産者と買い手が直接取引することである。

14) K-GAP（かごしまの農林水産物認証制度）とは、農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠しており、安心と安全に関する一定の基準に基づき審査・認証機関が認証する鹿児島県独自の認証制度である。また、イオングリーンアイとは、イオンが独自に定めた基準に基づき安心と安全を認めたものである。

15) 鹿児島中央卸売市場の所在地は鹿児島市内であり、指宿市山川地区からは約50km離れている。場内には2社の卸売業者が存在している。

16) 農協の契約取引とは、農協があらかじめ決めた金額で一定量の農産物を生産者から買い取ることである。

参考文献

板垣啓四郎・尹 在彦・應和邦昭・白石正彦（2008）：米政策改革下における産地の対応。農村研究，106，44-56。

市川康夫（2011）：中山間農業地域における広域的地域営農の存立形態—長野県飯島町を事例に一。地理学評論，84，324-344。

指宿市役所総務課市誌編さん室（1985）：『指宿市誌』。

大竹伸郎（2008）：砺波平野における農業生産法人の展開と地域農業の再編。地理学評論，81，615-637。

小田滋晃・長命洋祐・川崎訓昭・長谷 祐（2013）：次世代を担う農企業戦略論研究の課題と展望。生物資源経済研究，18，43-60。

小野沢康晴（2004）：野菜流通における契約出荷と市場出荷。農林金融，10，584-603。

小野雅之（2006）：2004年卸売市場法改正の特徴と歴史的意義に関する商業論的考察。神戸大学農業経済，38，9-16。

木村彰利（2000）：青果物卸売業者の多角的経営展開に関する一考察。農政経済研究，22，45-54。

久保田哲史（2008）：南九州における企業の大規模畑作経営の展開。北海道農業研究センター農業経営研究，96，31-49。

栗林 賢（2019）：北海道の大規模畑作地帯における販売面に関する取り組みの多様化とその背景。課題。地学雑誌，128，189-208。

小柴有理江（2013）：大規模組織経営体による農地集積の進展と経営展開—富山県砺波市を事例として—。地域政策研究，15-3，79-94。

五條陽子（1997）：稲作生産組織の成立と地域的展開—石川県松任市を例に一。人文地理，49，32-46。

斎藤文士（2007）：鶴岡市藤島地域における大規模稲作経営の展開と特性。地理学評論，80，427-441。

齋藤文信（2003）：農業と外食産業の提携関係—農事組合法

- 人とファストフードチェーン M 社の提携を事例として一. 農業経営研究, 41-2, 50-54.
- 坂上 隆・長命洋佑・南石晃明 (2016): 農業法人の経営発展と経営者育成. 農業経営研究, 54-1, 25-37.
- 坂爪浩史 (1999): 『現代の青果物流通—大規模小売企業による流通再編の構造と論理—』筑波書房.
- 佐々木 達 (2015): 北海道における大規模畑作地域の構造再編と地域経済の課題. 経済地理学年報, 61, 3-19.
- 清水和明 (2013): 水稲作地域における集落営農組織の展開とその意義—新潟県上越市三和区を事例に一. 人文地理, 65, 302-321.
- 菅原 優・根津基和 (2008): 北海道の条件不利地域における農業生産法人の展開—網走支庁津別町における組織的対応を事例として一. 農業経営研究, 46-2, 73-78.
- 鈴木源太郎 (2010): 農業法人における経営展開と企業間連携の実態—農業法人アンケート調査の分析結果より一. 農業経営研究, 48-2, 71-76.
- 高橋正郎編 (2001): 『野菜のフードシステム—加工品需要の増加に伴う構造変動—』農林統計協会.
- 高柳長直 (2006): 『フードシステムの空間構造論—グローバル化の中の農産物産地振興—』筑波書房.
- 高柳長直・川久保篤志・中川秀一・宮地忠幸編 (2010): 『グローバル化に対抗する農林水産業』農林統計出版.
- 田林 明・菊地俊夫 (2016): 北陸地方における農業の存続・成長戦略. E-journal GEO, 11, 425-447.
- 陳 延貴・胡 柏・大隈 満 (2005): 大規模農業法人経営発展のメカニズムに関する一考察. 農業経営研究, 43-3, 33-43.
- 西野寿章 (2019): 大規模野菜産地の持続要因—群馬県嬬恋村を事例として一. 地学雑誌, 128, 301-321.
- 西 瑠也・南石晃明・長命洋佑・緒方裕太 (2018): 農業法人経営の経営規模と収益性: 全国アンケート調査多年次分析. 九州大学大学院農学研究院学芸雑誌, 73, 9-16.
- 細山隆夫・若林勝史 (2011): 道東十勝畑作地帯における大型経営の展開. 北海道農業研究センター農業経営研究, 105, 25-40.
- 正木 卓・東山 寛・井上誠司 (2013): 露地野菜産地における土地利用型農業の確立と大規模経営の展開条件. 北海道大学農経論叢, 68, 25-31.
- 正木 卓 (2014): 北海道中山間地帯農業における土地利用部門の再構築に関する研究: 先進野菜産地を事例として. 北海道大学大学院農学研究院邦文紀要, 33-2, 1-53.
- 三國英實 (2017): 『食料流通問題の新展開』筑波書房.
- 村上和史 (2000): 農業法人の経営成長過程における労働編成の変化. 農業経営研究, 38-2, 43-48.
- 村瀬誉史郎・西山未真・斎藤 修 (2006): 農業生産法人による地域管理と経営戦略—石川県珠洲市の中山間地域を対象として一. 農業経営研究, 44-2, 58-61.
- 森尾昭文 (2000): 野菜生産への企業進出一非商社系企業と産地の農業生産法人との関係一. 筑波大学農林社会経済研究, 17, 1-22.
- 吉田国光 (2009): 北海道大規模畑作地帯における社会関係からみた農地移動プロセス. 地理学評論, 82, 402-421.
- 吉田国光 (2013): 十勝平野における農家間ネットワークからみた大規模畑作の動態. 経済地理学年報, 59, 197-215.

Process of Establishment of Production Companies and Restructuring of the Vegetable Region in Ibusuki City, Kagoshima Prefecture

OKADA Noboru *

This study explained restructuring of the vegetable region in Ibusuki City, Kagoshima Prefecture by clarifying whether production companies are able to secure farmlands and work force and adjust supply while associating with shipment organizations. By securing farmlands, the agricultural successors utilize the territorial relationships between the farmhouses in the production center, while new agricultural workers establish mutual trust with farmhouses and are positively concerned about the activities in the area and borrow farmland. Vegetable production companies employ an agriculturally inexperienced person in his/her 20s and 30s from the territorial relations including friends and acquaintances of the manager and the staff because of the lack of workforce in the production center, while large-scale vegetable production companies accept a skilled trainee to make up for the lack of workforce. About the aspect of supply adjustment, vegetable production companies ship their non-standard produce to a processor and the restaurants and make adjustments about surplus and shortage of the volume of shipment with shipment organizations and the wholesale market. On the other hand, in case of large-scale vegetable production companies, a contract business partner manages the supply adjustment. In other words, the vegetables production companies strengthen social relationships with the farmhouses by securing farmland. However, this aspect of social relationships with farmhouse and shipment organizations is fading from the work force and supply adjustment with the expansion of the management scale.

[Keywords] 1 vegetable production company 2 restructuring of vegetable region
3 contracted transaction 4 supply adjustment function
5 Ibusuki City, Kagoshima Prefecture

* Kagoshima Prefectural College